

第3回松阪市総合計画審議会 議事録

日時	平成28年9月30日(金) 13時30分～16時30分
場所	松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
出席者	佐藤祐司委員(会長)、中北直子委員(副会長)、殿内裕哉委員、高島徹委員、世古佳清委員、上田増夫委員、山口泰雄委員、竹田和代委員、高畑明弘委員、上田和久委員、西原久雄委員、西村伸久委員、竹川裕久委員、片岡敏明委員、杉坂真奈巳委員、中山一男委員、中尾悟委員、小山利郎委員、濱田昌平委員、藤原佳明委員、中村文恵委員、岩男安展委員、柴田實委員、舘友基委員、中西優委員、堀口裕世委員
欠席者	野呂純一委員、大橋純郎委員、森井数馬委員、宮村みどり委員
事務局	加藤経営企画部長、榊原経営企画課長、川上経営企画課政策経営係長、鈴木経営企画課政策経営係主任、藤本経営企画課政策経営係員、野呂経営企画課政策経営係員
傍聴者	2名(内報道1名)
事項	1.松阪市総合計画(案)について 1) 計画案の修正報告について ・第2回松阪市総合計画審議会における委員からの意見と回答 ・パブリックコメントで寄せられた意見と回答 2) 松阪市総合計画(案)の継続審議 (基本計画:政策3「活力ある産業」より) 2.答申(案)について 3.その他

※配付資料

- ・資料1:松阪市総合計画(最終案)
- ・資料2:松阪市総合計画 新旧対照表
- ・資料3:第2回松阪市総合計画審議会における委員からの意見と回答
- ・資料4:パブリックコメントで寄せられた意見と回答
- ・資料5:議員(全員協議会)からの中間案への意見
- ・資料6:松阪市総合計画について(答申)案

【議事録】

(13時30分開始)

事務局:

ただ今より、第3回松阪市総合計画審議会を始めさせていただきます。よろしくお願ひいた

します。

まずはじめに、審議会等の会議は、原則として公開するものとし、会議録作成のために、会議の状況を録音や写真撮影させていただきます。

■審議会の成立報告

・事務局より本日の出席委員が26名であり、松阪市総合計画審議会条例第6条の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告。

■会議録について

第2回審議会の会議録は、第3回審議会の分と併せて後日郵送にて送付予定であることを連絡。

事務局：

それでは、この後の進行につきましては、会長に進行をお願いさせていただきます。会長様、議事の進行をよろしく願います。

1.松阪市総合計画（案）について

◎会長：

事項書に基づいて進めていきます。本日は、前回では総合計画中間案の基本計画の政策3「活力ある産業」の審議中で時間切れとなりましたので、本日はその続きからの審議となります。

ここで一点確認ですが、予定ではこの第3回目が最終のため、審議が不十分となった場合、第4回の候補日として10月14日（金）の開催の出欠の可否について、前回の出席委員うち出席可能の挙手が10名程度であり、開催要件を満たさないということになりました。本日の審議の進行状況によっては、再度4回目の開催の可否を尋ねることになるので、よろしく願います。

まずは前回の審議の続きに入る前に、事項書1の1)「計画案の修正報告について」を事務局から説明願います。

事務局：

（資料3「第2回松阪市総合計画審議会における委員からの意見と回答」、資料4「パブリックコメントで寄せられた意見と回答」に基づき説明。）

◎会長：

先ほどの報告によると、資料1「松阪市総合計画（最終案）」は前回までに出された皆様の意見も反映されたものになっているとのことでした。また、大きな変更点として、基本構想における政策名、基本計画の項目の変更について報告がありました。この点は市民にもより分かりやす

くという観点から修正されたということですが、提示された資料がたくさんありますので、事務局には各資料についてどこに着目すればよいか、ページと項目の番号について再度報告をお願いします。

事務局：

(各資料について再度、説明。)

◎会長：

資料2、3、4について、注目すべき変更点の箇所を事務局に再度説明いただきましたが、それらの内容が、皆さまの意見やパブリックコメントも含め、総合計画の最終案に反映されるということです。ここまでのことについて、委員の皆さまにご意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員：

序論の第7節「産業」の問題点は、本市の一事業者あたりの生産付加価値額が低いことにあり、それが一人あたりの所得の低さにもつながっています。そういう観点からの記載も必要であると思う。もう一つ、健康寿命の件ですが、資料の三重県と私が調べた厚生労働省の値では健康寿命の捉え方が違うようなので、より適切な方を使っていたきたい。

◎会長：

健康寿命については、言葉の定義に立ち返って適切な数値を採用していただければと思います。産業の問題点については、もう少し踏み込んだ記述ができないかということですが、いかがか。

事務局：

付加価値額の件については、データ等を確認し、計画に記述できるものなのか検討します。健康寿命の件については、全国と三重県の算出方法が異なっており、三重県の算出方法だと、78歳、79歳となっているので、80歳以上にすることを目標にしたいと考えています。

○委員：

政策1「輝く子どもたち」の「①子育て支援の充実」の中の「課題」に「発達が心配な子どもの子育てに対する専門的な相談支援が得られません。」との記載があるが、今年、松阪市子ども発達総合支援センターが開設されたので、「得られません」との記述は適切ではないのではないか。

また、政策3「活力ある産業」の「⑦観光・交流の振興」にある「市民ができること」の1つ目に「観光案内・清掃ボランティアに参加しましょう」との記載があるが、この活動にあたっては、障がい者や高齢者などの身体にハンディのある方の観光に対応している鳥羽市にある「伊勢志摩バリアフリーセンター」も参考にしてもらいたい。

事務局：

松阪市子ども発達総合支援センターができるまでは訓練の支援や訓練を受けることが出来ず、それが課題でした。これからは松阪市子ども発達総合センターができ、そこで支援をしていくということで課題となっているが、持ち帰って担当課と協議します。

続いて、観光の部分のご意見ですが、ここは「市民のできること」の記述になっていますが、施策のなかでの取組については、担当課と協議します。

◎会長：

他によろしいでしょうか。

《委員 意見なし》

ここまでのところは、委員の方に確認いただいたということで、先に進めさせていただきます。では、改めて政策3「活力ある産業」に連なる9つの産業振興施策の審議を進めさせていただきます。説明を事務局よろしくお願いします。

事務局：

(前回資料2「松阪市総合計画審議会委員からの中間案への意見と回答」より No32～No.44を説明。)

◎会長：

皆さまには前回の審議会に先立って送付されました資料2を見ながら議論をお願いします。そのNo.35と36についての意見は反映済ということなので、それ以外でご意見いかがでしょうか。

○委員：

「⑦観光・交流の振興」について、交流とは「主な取組」に「友好都市や近隣市町村などとの交流を行う～」と記載されていますが、そのようなことですか。

事務局：

現在、松阪市が目指していることは、交流人口を増やして観光振興を図っていく事であり、そのことがこの施策の交流と位置付けています。

○委員：

外部からの人の流れという意味の交流ですか。

事務局：

市外や県外から、海外からも想定しています。また市内の中でも人の行き来という大きな意味で、人の行き来を交流と捉えています。

○委員：

1市4町は合併しましたが、旧4町や松阪市といろいろなレベルでの交流があればいいと考えています。地域内の乗数効果も期待できるので、市内間の交流をいろいろなレベルで行っていただきたい。松阪市内間での交流を盛んにする施策を実施計画の中で実行していただきたい。

◎会長：

実施計画策定の際には今のご意見にも配慮して策定をお願いします。

○委員：

中間案への意見に対する回答も確認しましたが、「10年後のめざす姿」の「交流人口20%アップ」は包括的すぎると思います。交流人数だけ増やせばいいということではないのでは。そのためにも、リピーターを増やす取組や、「数値目標」には「観光入込客数」の他に、満足度や経済効果を示す何らかの数値目標なども折り込んでもらいたい。

事務局：

総合計画の中に具体的にリピーターを増やすことは記載されていませんが、具体的な施策の中で松阪市の魅力を高めていけるようなことを考えていきたい。市内の魅力を市民に知ってもらう企画もはじめたので併せて取り組んでいきたい。経済効果については、再度検討します。

○委員：

「⑤商工業の振興」の目標について、10%しか上げられないのか。

事務局：

担当課との協議では、過去の統計データからは現状値を上げることも難しいという認識の下、ぜひとも目指していきたい数値として掲げたものです。これ以上となると実態から離れてしまうという回答があった。

○委員：

「10%しか上げられない」というのは行政の中だけで考えているからであり、そのような仕組み自体が問題である。もっと市民を巻き込んで知恵を出す活動をすべきなのではないでしょうか。島根県の雲南市を参考にしてもらいたい。

◎会長：

実施計画を策定する際には、市民を巻き込んだ形で具体的にどういうことができるのか聞き取ることなどを考えてほしいと思います。

では、この基本計画の政策3「活力ある産業」に係る審議はここまでとさせていただきます。
続いて、先ほどの報告にもありましたが、中間案までは「市民力の向上」との政策名から、この最終案で「人と地域の頑張る力」に変更のありました政策4に対するご意見と回答を事務局お願いします。

事務局：

(前回資料2「松阪市総合計画審議会委員からの中間案への意見と回答」より No.45～47 を説明。)

◎会長：

以上、政策4「人と地域の頑張る力(※旧「市民力の向上」)」に連なる5つの地域づくり施策への意見と回答でした。ご意見いかがでしょうか。

○委員：

「住民協議会・市民活動への支援」の「主な取組」の4つ目「～、市民活動の活性化に取り組みます。」については、「～、地域の活性化に取り組みます。」に修正してはどうでしょうか。

事務局：

持ち帰って検討します。

○委員：

「数値目標」の「地区住民協議会の認知度 54.1%」について、個人的な実感としてそんなにあるとは思えない。認知度の定義に“聞いたことがある”も含めているということだが、それで“認知されている”と言っていいのか。認知度の定義について再検討が必要ではないかと思います。また何年後かに、またアンケート調査を行うと思いますが、その時も前回と同じ条件で行いますか。

事務局：

認知度の内訳について、“知っている 24.7%”、“聞いたことがある 29.4%”と肯定的に答えている方の数字を置き換えました。

アンケートについては、具体的なことは整理をしていますが、傾向を見ていくためには2年に一度アンケートを取っていくのがいいのではないかと考えています。また有効回答数が1,000あれば全数調査とさほど誤差が生じないと言われており、今までの3,000人のアンケートで1,000人以上の回答が得られているという結果もあるので、そういった状況も踏まえながら、規模については検討していきたい。

◎会長：

認知度が何を意味するかの議論はさて置き、この数値が上がれば、住民協議会の存在が周知されるということで、総合計画には目標値として記載させていただきたいと思います。

○委員：

「住民協議会・市民活動への支援」の「10年後のめざす姿」にある「地元への愛着度100%」とは何をもって100%とするのか。愛着度について教えてほしい。また、「主な取組」に地域計画のことが記述されているが、全部の住民協議会で出来ているのか、出来ているところだけであるのか教えてほしい。

事務局：

「地元への愛着度 100%」について、何を持ってというのは測りにくいですが、これはチャレンジであり、それに向かってとの思いも込めての記述になっています。また、地域計画については、まだ全ての住民協議会で出来てはおらず、現在、進行中です。あと少しいくつかのところで出来ていません。

○委員：

「10年後のめざす姿」を分かりやすく表現できないか。地域計画を策定中ということは、近々全ての住民協議会で地域計画が出来上がるということか。

事務局：

地域計画について、今年度中というのは難しいが、各住民協議会で頑張ってもらっています。「10年後のめざす姿」については、持ち帰って再度検討します。

○委員：

住民協議会と自治会について、この2つの組織の上下関係を松阪市は現在またはこれからについて、どのように考えているのか。

事務局：

住民協議会と自治会の2つの組織は成り立ちも異なるものであり、上下関係は考えていない。

○委員：

前市長の時に、住民協議会が一番上にあり、その下に自治会や老人会があると伺った覚えがあるがそれは間違いなのか。

事務局：

住民協議会はその地域にある自治会や老人会等とともに、その地域を前進させていくための協議の場であって、上下関係にあるものではありません。

○委員：

では、どちらがその地域の施策を決定する機関なのか。

事務局：

住民協議会与自治会は、経過や構成も異なり、性格も違うものであり、どちらがということではありません。

○委員：

上下関係という言葉を使ったが、聞いたかったのはその地域のまとめとなる窓口はどこなのかということです。それが住民協議会であり、だからこそ総合計画に施策として取り上げられたのかを確認したかったからです。また、認知度の定義の話にもあったが、認知度が低いという課題を表に出さないと良くはならないと思う。

◎会長：

今後、この基本計画を基にして実施計画等、具体的な行政の活動を展開していく際には、先ほどの委員のご意見を参考に計画の進行をお願いしたい。計画の策定にあたり、計画の進捗がどうなっているかを常々目を光らせておく必要があることを行政も認識しているようなので、評価の場においては今のような視点を持ってご意見をいただければと思います。

○委員：

「住民協議会・市民活動への支援」の「主な取組」のNew以下の3つの取組内容は、今年から始まるNewの取組による意見交換の議論次第では内容が変更されることもあると思います。総合計画へ記載することについては、問題はないか。

事務局：

住民協議会条例が議会で可決された際の付帯決議に基づき、自治会や様々な地域の関係団体と意見交換を行うことについてNewの部分で記しました。ご指摘の部分については、大まかに記述をしましたが、再度検討いたします。

○委員：

住民協議会与自治会の関係で、将来的に交付金等をもらう窓口を一つにすることは考えているか。

事務局：

住民協議会には活動交付金を、自治会には補助金や委託料を支出しているが、中身の異なるものなので、今のところは窓口を一本化にすることは考えていません。

○委員：

「生涯学習の推進」の「数値目標」の1つ目「公民館における家庭教育講座の開設」の“家庭教育講座”とはどういう講座になりますか。一般の市民講座とは異なるものなのか。

事務局：

担当課に確認します。

◎会長：

確認したうえで、適切な表現にしていいただければと思います。

○委員：

「文化の振興」の「10年後のめざす姿」である、市民満足度10%とはどのように計りますか。

事務局：

今回の数値の出どころは「5,000人アンケート」を基に挙げている数値です。満足度を測るものとして、担当課が各種イベントで行うアンケートを基に考えていきます。

○委員：

「文化の振興」の「数値目標」の旧長谷川邸入場者数について、団体客を入れれば、目標を達成できることにもなるが、それが満足度につながるのか。

事務局：

入場者数だけでは満足度を測れないということで、入場者にアンケートをとって満足度を測ることを考えています。その他の満足度調査については、検討中です。

○委員：

「10年後のめざす姿」について、「文化活動に対する市民満足度 10%アップ」とあるが、「10%」から「20%」にできないか。

事務局：

持ち帰り検討します。

○委員：

文化活動というのは個人的なものであるので、ここで取り上げなくてもいいのではないか。

◎会長：

この総合計画は基本的に10年後の姿としてアウトカム目標を掲げ、それに取り組むための具体的な数値目標をアウトプット指標として示しています。具体的な数値目標を持ちながら、アウトカムとして市民の満足度が上がるという主旨の数値目標だと思います。事務局ではそういった観点から検討した上で、10%か20%かはさておき、市民の満足度の向上ということを掲げているとご理解いただければと思います。

○委員：

数値目標を具体的にあげていくと、指標になるものもあれば、逆にナンセンスになる場合もあると思うので、すべて数値目標というのは難しいと感じる。それが具体的に目指すところになるというのであれば、数値目標があったほうが良いと思います。

旧長谷川邸については内部見学会にも参加したことがありますが、建物は素晴らしいけれども、運営方法に不満を感じた。展示方法として過去の遺産を見せられているだけで、リピートして訪れたい魅力が感じられませんでした。運営方法を改めて欲しいと思う。

事務局：

今回の総合計画は、数値目標を明らかにするという特色があります。無理しているところはあるが、思い切ってやって行くという気持ちの下、挙げています。まだブラッシュアップさせる必要があると思うのでご理解をいただきたい。

○委員：

数値を頑張って出してもらっていることは感じる。「10年後のめざす姿」の下の説明文など、文化財の保護と活用に対しては、“市民が松阪の歴史や文化に親しみ、市民から愛される”ための観点からの記述や取組をお願いします。

事務局：

担当課も含めて検討します。

○委員：

本庁管内が中心の記述になっているのではないかと思います。「主な取組」に全市のことを考えてやっていることがあるのなら、そのように記述してもらいたいと思う。

事務局：

総合計画は松阪市全体をとらえており、特定のところだけを指すものではありませんが、そういうところがないか再度見直していきます。

○委員：

「④人権の尊重」と「⑤男女共同参画の推進」に数値目標を入れるのは難しいのかもしれませんが、計画全体として数値目標を挙げるのであれば、ここにも設定した方が目標に近づくと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

担当課と協議をする中で、すべての施策に数値を挙げるのが難しいということが分かってきました。こちらも候補を挙げたりしましたが、数値を挙げるとそれ以外の取組が疎かになるのではないかとということもあり、文章での表現となりました。

◎会長：

では、この基本計画の政策4「人と地域の頑張る力」に係る審議はここまでとさせていただきます。

ここで休憩にしたいと思います。10分間休憩とし、3時20分に再開します。

◀ 10分間休憩 ▶

◎会長：

時間になりましたので、協議を再開いたします。

では、続いて、政策5「安全・安心な生活」に対するご意見と回答を事務局お願いします。

事務局：

(前回資料2「松阪市総合計画審議会委員からの中間案への意見と回答」より No.48～49 を説明。)

◎会長：

以上、政策5「安全・安心な生活」に連なる6つの防犯・防災施策への意見と回答でした。ご意見いかがでしょうか。

○委員：

「10年後のめざす姿」の但し書きに「H27」の記載と「H27 現在」と異なる記載があるが、意図的に分けているのか。

事務局：

表記の統一がされていないので、統一していきます。

○委員：

地元の方と一緒に、危ないところを調べていく必要があるのではないのでしょうか。三重県とは別に松阪市なりの洪水マップの作製や避難場所が適切なのか災害弱者を把握し、災害から守るのかということも考えてほしいと思う。総合計画では大まかでいいですが、実施計画で真剣に考えてもらいたい。真剣に考えた結果が少しでも総合計画に載ったらいいと思う。

事務局：

災害マップについては、浸水するところを重点的に改修していく事を実施計画に記載していきたいと思います。避難場所、災害弱者について、防災計画を改定しますので、そちらに載せていきたいと思います。

○委員：

「⑥浸水対策の充実」で、浸水以外に冠水についても考えていただきたい。

事務局：

冠水も含めて、「⑥浸水対策の充実」として挙げています。

○委員：

「④防災・危機管理対策の充実」に、地震対策を強化すると記載されていますが、津波対策についてここに明記する予定はないか。

事務局：

現時点では、より遠くより高くへ避難してもらうことに取り組んでいます。防災タワーも含めて防災計画で対応していきたいと思います。

◎会長：

では、この基本計画の政策5「安全・安心な生活」に係る審議はここまでとさせていただきます。

続いて、政策6「快適な生活」に対するご意見と回答を事務局お願いします。

事務局：

(前回資料2「松阪市総合計画審議会委員からの中間案への意見と回答」より No.50～53 を説明。)

◎会長：

以上、政策6「快適な生活」に連なる8つの生活基盤の整備施策への意見と回答でした。ご意見いかがでしょうか。

○委員：

「⑤景観の保全」の「主な取組」に「補助金制度の活用促進すること～」となっているが、促進とは行政主導になるため、住民の方が自ら費用を出して、景観をよくするような取り組みをした方がいいと思うがどうか。

事務局：

自ら行うことに対して、後押しすることでより景観が守られるのではないかという考えで行っています。

○委員：

施策の中に建物全般の記載があれば分かりやすいと思うがどうか。コスト面での削減は記載

がありますが、住民に近いところで具体的に記載があれば分かりやすいと思う。

事務局：

「学校教育の充実」の中の「主な取組」に一部記載されていたりしていますが、施設の改修や新築については個別の実施計画で示していきたいと思います。

◎会長：

どうしても縦割りになりがちになってしまうが、横串を刺したような事業計画があると関連し合っていることがわかります。見せ方などを事務局には検討してもらいたいと思います。

○委員：

「資循環型社会の推進」の「数値目標」に、ごみの排出量の削減も書けないか。

事務局：

数値目標として掲載できるか担当課と協議します。

○委員：

「④まちづくりの推進」について、市街地中心の記述に感じるので、市街地以外のことも念頭に置いて見直しをしてもらいたい。

会長：

この施策に限らず、旧市街地だけをやっているのではないことが、市民の方にも分かるような記載をお願いしたい。

○委員：

「③地域公共交通の充実」の「市民ができること」にある「公共交通を「かしこく」使いましょう。」について、「かしこく」の表現が分かりづらいため、“上手に”、“うまく”などに改めた方がいいのではないか。

事務局：

持ち帰って、担当課と協議します。

◎会長：

では、この基本計画の政策6「快適な生活」に係る審議はここまでとさせていただきます。

続いて、基本計画の最後、政策7「市民のための市役所」に対するご意見と回答を事務局お願いします。

事務局：

(前回資料2「松阪市総合計画審議会委員からの中間案への意見と回答」より No.54～56 を説明。)

◎会長：

以上、政策7「市民のための市役所」に連なる3つの行政経営施策への意見と回答でした。ご意見いかがでしょうか。

○委員：

非常時における要援護者の個人情報の提供について、松阪市では「支援が必要です」と手を挙げていただいた方に対して、個人情報の情報提供を可能とする方式を採っているが、津市では「提供しないでください」と言われた方以外は提供する方式を採っていると聞いた。松阪市もその方式を検討してもらえないか。

事務局：

防災計画の見直しの中で検討していきます。

○委員：

「③健全な財政運営」の「課題」の2つ目「～、40年間で現存の公共施設の延べ床面積を34.7%以上削減する必要があります。」と記載されていますが、この文章ではイメージがしづらく、分かりづらいので、分かりやすい表現にしていきたい。

事務局：

このまま現存の公共施設を維持していくと多額の更新費用が必要となるという大きな課題があるため記載させていただいています。記載スペース上、説明が不十分かもしれませんがご理解をお願いします。

○委員：

中間案への意見に対する回答として、専門職の採用は任期付きで行っていることや、キャリア採用を行っていることの報告がありましたが、今後のまちづくりにおいては、地域づくりの活性化や産業振興について、市民や企業と連携するための専門職を長期的に採用して、取り組んでいきたい。

◎会長：

中長期的に専属的に一つのテーマに関して取り組むことのできる職員の創設はどうかというご意見でしたが、今後そういう制度を検討していく余地はあるのでしょうか。

事務局：

増えていく行政課題に対応するために、キャリア採用を始めており、即戦力として対応できる

人材として採用しています。キャリア採用ではない一般職についても研修などで日々能力向上を図っています。

◎会長：

では、この基本計画の政策7「市民のため市役所」に係る審議はここまでとさせていただきます。これにて総合計画（案）の全てのページの審議が一通り終わったこととなります。ありがとうございました。

ここで皆さまに相談させていただきたいことがあります。ここから答申案についての協議が必要となりますが、本日終了したとしても、総合計画の最終案に意見が反映されたが直接的に確認してもらう機会がありません。ここで3つの選択肢を提示し、相談をさせていただきたいと思えます。

- ① 会議終了時間の4時半を過ぎても終了まで審議をする。
- ② 4時半で審議を打ち切り、10月14日に第4回目を開催する。
- ③ ある程度まで審議して打ち切り、答申案については郵送し、ご意見をいただき、いただいたご意見の反映については、会長、副会長に修正を一任する。

10月14日（金）に開催するとした場合、委員の過半数の出席が必要となります。そこで、再度10月14日の参加の可否について確認いたします。

《挙手にて確認》

過半数を超える委員の方に出席いただけそうですので、2つ目の選択肢、10月14日に第4回目を開催いたします。その際にこれまでの意見が反映されたか確認いただくという運びにいたしますが、事務局いかがでしょうか。

《事務局 了承》

○委員：

この機会に一点だけ伝えさせていただきたいことがあります。移住者対策のことです。この総合計画案にも空き家バンク制度が載っています。移住者対策について全国で成功しているのが鳥取県です。ここの取組を参考にしてもらいたいと思えます。

2. 答申（案）について

◎会長：

それでは、答申（案）の審議に入らせていただきます。

《事務局による答申案の配付》

それでは事務局より説明願います。

事務局：

(資料6「松阪市総合計画について(答申)案」に基づき説明。答申案を読み上げ。)

◎会長：

先ほどの事務局からの説明どおり、資料6「松阪市総合計画について(答申)案」は事務局がこの審議会で出された委員の皆さまのご意見を基に作成した参考案ですので、皆さまのそれぞれの視点において、ここの内容をもっと加筆すべきとか、この記載内容について少し直して欲しいことなどがありましたら、ご意見を願います。

時間がほとんど残っていませんので、審議未了の分については、来週10月7日(金)までにあらかじめ事務局にご意見を提出していただきたいと思います。そのうえで追加、修正をしていただき、反映したものを事前に送付か当日に配付での準備をお願いします。

○委員：

策定にかかる経緯について、「効率的に実施、成果をあげるために、審議会に担当部局の参画を次から求めたい」と、計画の進捗管理について「チャレンジ目標を達成するには、新たなチャレンジ政策が必要であり、具体的な計画においてはそれが見えるような形を期待します」を加えていただき、部局連携について、「～一層の連携強化や効率的・効果的な～」については効率的を削除していただきたい。最大の効果が出るような組織運営をしていただきたい。

◎会長：

寄せられた意見については事務局において検討をお願いします。

それでは、時間もまいりました。今日の審議事項は終了しましたので、事務局の方にマイクを返させていただきます。長時間にわたるご審議へのご協力ありがとうございました。

事務局：

本日も長時間ありがとうございました。10月7日までのものについては早急に委員の皆さまに送付させていただきます。次回第4回として10月14日に開催させていただきますので、よろしく願います。時間は同じ13時30分、場所については調整させていただきます、ご連絡させていただきます。ありがとうございました。

(16時30分終了)